

第四十九号議案

江戸川区自転車等の駐車秩序に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十四年六月二十一日

提出者 江戸川区長 多田正見

江戸川区自転車等の駐車秩序に関する条例の一部を改正する条例
江戸川区自転車等の駐車秩序に関する条例（昭和六十二年三月江戸川区条例第十号）の一部を次のように改正する。

第十六条第一項中「ことができる」を削り、同項に次のただし書を加える。
ただし、区長が特別の理由があるときは、これを免除することができる。

第二十一条第一号及び第二十三条中「き損し」を「毀損し」に改める。

付 則

この条例は、平成二十四年八月一日から施行する。

（説明）

放置された自転車等の撤去又は移送に係る撤去手数料について、特別の理由があるため、認め、免除できる場合を明確化するほか、規定を整備する必要があるため、本案を提出いたします。